

大 牟 田 市 長 殿

申込者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

誓 約 書

今般、大牟田市の市有財産売払い（常時公募）の申込みに当たって、下記事項について、誓約のうえ、申込み、契約などに係る諸規定を厳守し、申込みします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、当該事実に関し貴市が行う一切の措置について一切異議、苦情の申し立てを行いません。

また、申込者資格の確認のため、貴市が警察等に照会することについて承諾します。

記

1. 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者ではありません。
2. 私は、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として市長が定める期間を経過していないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者ではありません。
3. 私は、次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）
 - (3) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である法人
 - (4) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又暴力団員を利用している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - (9) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（注）の用に供しようとする者
 - (10) (1) から (9) までに掲げる者の依頼を受けて常時公募の申込みをしようとする者
4. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 契約者として決定された後、契約を締結しないこと。
 - (2) 契約の履行をしないこと。
 - (3) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
 - (4) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (5) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
5. 私は、貴市の市有財産売払い（常時公募）に係る「常時公募説明書」、「市有財産売買契約書」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ申込みしますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申し立てません。

注) 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他、社会通念上不適切と認められるものをいいます。

※ 法令については、裏面をご覧ください。

○地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）